

金銭信託型ETFの上場制度等の整備に伴う業務規程等の一部改正について

平成21年6月30日
株式会社 東京証券取引所

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、平成21年7月1日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）及び関係法令が改正され、有価証券や商品デリバティブなどを投資信託財産とする、金銭信託型ETF（金銭設定・金銭解約型ETF）を組成することができるようになりました。

今回の改正は、この金銭信託型ETFを上場して広く投資者に投資機会を提供することを可能とするため、業務規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は下記の通りです。

記

I 改正概要

(備 考)

1. 金銭信託型ETFの上場制度等の整備

- ・ 上場審査、上場管理、実効性の確保及び上場廃止に係る基準は、既存の内国ETFの基準に準じた基準とします。
- ・ 上場対象となる金銭信託型ETFは、証券投資信託（公社債投資信託を除く。）であって、その投資信託約款において、ETFの一部解約に係る換価の方法その他必要な事項について定めているものとします。

・有価証券上場規程第1104条第1項第2号、第1112条第1項等

2. その他

- ・ その他、所要の改正を行います。

II 施行日

平成21年7月1日から施行します。

以 上